第 123 回 長崎大学ＦＤ実施報告書（平成２７年１０月３０日提出）

１．題　目：「障害者差別解消法」への対応　～長崎大学の方針～

２．日　時：　平成２７年１０月１４日（水）　１６：１５～１７：３０

３．場　所：文教キャンパス総合教育研究棟２F 多目的ホール

４．主　催：障がい学生支援室

５．対　象：全教職員

６．長崎大学ＦＤに関する指針第二項への該当について【複数選択可】
（該当するものに○を記入すること）
［　○　］(1)　教員の教育活動に関するもの
［　○　］(2)　カリキュラムの改善に関するもの
［　○　］(3)　教育の組織的改善に関するもの
［　　］(4)　入学者選抜方法の改善に関するもの
［　○　］(5)　その他教育改善及び入学者選抜方法の改善に関するもの

７．今回のＦＤの趣旨・意義（６．に関連した形で記述すること）
平成 28 年 4 月に施行される「障害者差別解消法」では、国立大学においても、障害者に対する合理的配慮の提供が義務づけられる。今回の FD では、法律の背景について触れ、関連する本学の方針を明示した上で、合理的配慮の提供にまつわる対応・事例・課題について情報を提供・共有し、全教職員の意識改革および教員の教育活動改善に寄与するところに意義がある。FD の対象は全教職員であるが、特に教員および各学務係の事務職員にとって有用な内容となる。

８．プログラム構成［題目・担当講師］（当日使用した資料等を添付すること）
16:15－16:20　挨拶　松坂　障がい学生支援室室長
16:20－16:35「障害者差別解消法」の背景　福永　理事（研究担当）
16:35－16:45 本学における障がい学生支援室の設置について　調　障がい学生支援室副室長
16:45－17:15 合理的配慮に関する考え方と課題について　バーニック　助教（障がい学生支援室）
17:15－17:30　質疑応答

９．参加者：４５名

（内訳）

所　　属	人　　数
教育学部	2
医学部	3
薬学部	1
工学部	2
水産学部	2
教育学研究科	1
医歯薬学総合研究科	2
工学研究科	6
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	1
大学教育イノベーションセンター	2
保健・医療推進センター	4
国際教育リエゾン機構	3
財務部	4
施設部	5
学生支援部	7
計	45

※　別紙に参加者名簿を添付してください。

１０．実施したＦＤの成果等

（１）　参加者からの評価（アンケートの集計結果を記述する）

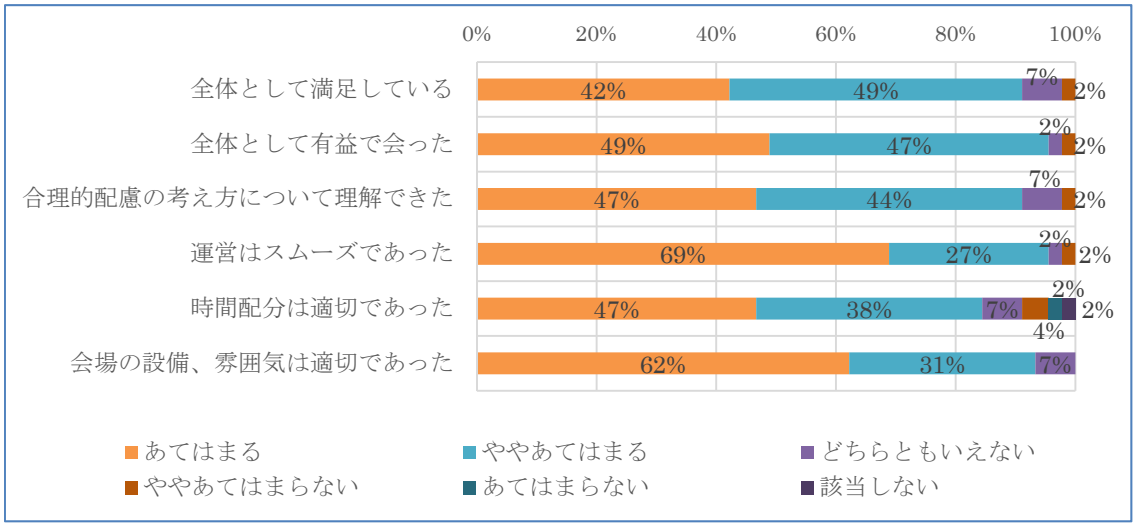

＜以下，アンケートの自由記述欄の設問と回答＞

- **今回参加なさって、何か感想や意見がありましたら、ぜひ率直にご記入下さい。**
  - 現在の長崎大学の考えや状況がよくわかりました。今後多種多様な学生が入学してくる事を想定した施設整備の課題としてはどう考えておられるか聞きたいと思いました。
  - ピーター先生のスライドの色使いがかわっていましたが、視覚に関する色使いだったのでしょうか？
  - とても参考になりました。授業の方法についての事例を、もっと、多く、広く示してもらえるとうれしいです。
  - 合理的配慮の判断基準（個別案件に対して、誰がどのように･･･）が、いまいちわからない。
  - バリアフリー法、ハートビル法には絶対的整備基準があるが、解消法があいまいな気がする（ハード面において）。″
  - 施設整備を行う上で貴重な情報を得ることができたと思います。
  - 先進例について情報をいただければ、参考にしたいと思いますのでご検討下さい。
  - 今後、困難な事例が出てくるだろうと危惧します。
  - わかりやすい話でとても参考になりました。
  - もう少し討論の時間が必要だったのではないでしょうか？
  - 理解できたかと問われたらわかったつもりでいて、今後の活動でわかっていない事が出てくるであろうと思われます。その際ご指導をよろしくお願いします。
  - 事例を通したＦＤをお願いしたい。
  - 障がい者対策に費やした時間に対する補償。
  - もっとピーターの話が聞きたかった。
  - 今までに十分お世話になっています。今後とも障がいのある留学生に関しましてよろしくお願いいたします。
  - 質問時間、ディスカッション時間をとってほしい。
  - 改めて本法律についてご説明頂き理解が深まりました。ありがとうございました。
  - 合理的配慮について理解できた。
  - 具体的な対応に費用が必要な場合、大学はどこまで支出してくれるのか？
  - 貴重な説明が聞けて良かった。

- **障がいのある学生への対応にあたって、最も悩む・迷うことについてご記入下さい。**
  - ″発達障害の学生が増加傾向であるということだが、そういった学生に対するハード面の整備を教えて頂きたい。該当学生の要望を柔軟に環境整備に取り入れたいところだが、現在の施設状況を障害のある学生が利用しやすいために整備するためのチェックリストはあるのか？

- 県には「福祉まちづくり条例」その他は「バリアフリー信法」等、様々な法令があるのでどの法令にのっとって現在の（バリアフリーor ユニバーサルデザイン）施設対応状況を見たら良いか分からないのでご教示頂きたいと思いました。″
- 障がいのある学生の意見や要望を施設に反映させるためには、スペースと金額、工期の問題もあり大変だと思いました。
- 学生本人あるいは保護者の要望に基づくとの事でしたが、あらかじめ合理的配慮が必要な学生が履修登録しているとの情報があればより良い対応が出来ると思います。
- コミュニケーションの力について、高めようと思っている学生自身が困難を抱えているとしたときに、どう対応できるか？
- 本人の気持ちがどうであるか？
- 学生や保護者が遠慮して意見や要望を言わない場合がある。
- 「現状でよければどうぞ」の考えはダメなのか？（拒むものではない）
- 誰が「該当学生が障がい者である」と、他の生徒に周知するのか？（自分が言ってもよいのか）
- 自分が対応する分には、常に手探りであり、引き出しが少ないので適切な方法選びを迷う
- このようなＦＤに参加せず、理解しようとしない教授の存在″
- 留学生を担当していますが、交換留学したいために、また奨学金をもらうため障がいを隠したまま来日し、しばらくたって本人が打ち明けたり、教職員が気付くケースがあるようです。
- 各部局との連携
- 学部内責任者が明確ではなく、対応した人が最後まで頑張り続けなければならない状況″
- 過重な負担がどこからどこまでかが悩む。例えば、実験等でグループワークをしなければならないが、コミュニケーションの問題でそれが難しい場合、個別対応を学部で行ってもらうことは過重な負担になるのか？今後具体的になってくると思いますが･･･。
- 対応に十分に時間を取れない。
- 「本人および保護者の要請に基づき行う」⇒精神的な問題を抱えた学生からは現場で一番困っているところです。（評価基準をある程度変えないと卒業修了は無理です）
- 合理的配慮の判断。
- 例えば、発達障害についての理解を深める手立てはどうすればいいでしょう？

- **内容面・運営面のいずれでも、何か改善を要する点にお気づきでしたら、ご記入下さい。**
  - 対応要領（ひな型案）が提示されていたが、詳細な文章は記載されることとなるのか。（例えば、「施設・設備の改善」というのは具体的に示されることになるのか？）
  - 現障がい者へのアンケートは行っているのでしょうか？今後の事前整備（個人の要望に基づかない）に有益になると思います。
  - 施設面で問題のある箇所の情報共有と蓄積を計り、学生のニーズに少しでも答えられる仕組み作りが必要だと思います。
  - マニュアルみたいなものが欲しい
  - それが避けられればいいと思います。
  - 「障がい学生支援体制」における就職支援と、長崎大学おける障害者雇用との連携を図ることにより全国のロールモデルになれるのではないか？

- **今後、ＦＤのテーマや実施方法などに関して何かご希望がありましたら、ご記入ください。**
  - いろいろな障がいを持つ学生に配慮した授業の構成、スライドの作り方などＦＤがあると良いと思います。一方でアクティブラーニングをすすめております。
  - 国大協から公表予定（H27.11）の具体的要領についてもＦＤを是非開催して頂きたい。
  - 授業方法の調整について、具体的なサポート事例があるとありがたいです。
  - 対応要領、対応指針に関するＦＤを希望。

（２） 総　括（１０（１）を踏まえＦＤ全体の総括を記述する）

今回の FD は、平成 28 年 4 月に施行される「障害者差別解消法」とその背景にあるものに関する認知を高めるとともに、同法で規定される不当な差別的取扱いおよび合理的配慮について理解を促進するために開催しました。松坂室長による挨拶では話題の大切さが伝えられ、法律の背景に関する話では福永理事が説明されました。その後、調副室長に障がい学生支援室の設置と意義について解説していただいてから、バーニック助教が全国および本学の障がいのある学生の数や支援状況、そして法律の重要な概念や今後の課題等について説明がありました。最後に参加者から質疑応答では貴重な意見や質問が出されました。

また、参加者からの評価として全体の満足度については「あてはまる」（４２％）と「ややあてはまる」（４９％）を合わせると、参加者の９１％が満足していたことが確認されました。有益度に関しても、「あてはまる」と「ややあてはまる」を合わせると参加者の９６％が有益であったと感じたことが示されました。また、講演会の運営、時間の配分、そして会場の設備等に関する項目においても、参加者は概ね満足していることが確認されました。

一方、「合理的配慮の考え方について理解できた」の問いに対して、「あてはまる」（４７％）と「ややあてはまる」（４２％）を合わせると参加者の９１％がある程度理解できたことが示唆されましたが、アンケートの自由記述部分を読むと、完全に理解されていると言い切れない面があるように思われます。また、自由記述では特に具体的な対応について多くの不安や戸惑いが表されており、今回のFDが全体的に「有用であった」と評価できても、引き続きFDや研修会を通じて差別的取扱いや合理的配慮、そして対応要領に関する理解促進を図る機会の提供が不可欠であると感じさせられます。

（文責：ピーター・バーニック）

１１．実施代表者の連絡先

部　局：障がい学生支援室
職　名：助教　　氏　名：ピーター・バーニック
e-mail：bernick@nagasaki-u.ac.jp　　内　線：2948

１２．申請者の連絡先

部　局：同上
職　名：　　氏　名：
e-mail：　　内　線：